



特別養護老人ホーム神明園より
相互応援協定締結自治・町内会の皆様へ



自然災害で住居が被災した場合、
「避難場所」がどこか？ 避難の方法は？



理解できていますか？

自然災害発生時、神明園の避難者名簿に事前登録いただければ、直接神明園に避難できるようになります。

【神明園避難者名簿に登録できる方は以下の条件があります】

- ①神明台上・神明台住宅・都営神明台・双葉町松原・双葉町富士見の自治・町内会会員の方
- ②車いす利用や認知症などで、一般避難所での共同生活が難しいと思われる要介護者とその付き添いの方（二名一組）



【災害時における神明園での受け入れ上限】

15組（30名）です。登録いただいた方の中でこちらで優先度を決めてご案内します。優先度判定は半年に1回程度更新予定です。



【避難場所と災害時の利用について】

神明園1階の地域交流スペースをご利用ください。お住いの住居が被災した場合は365日24時間いつでも避難していただけます。ただし、登録時に避難場所・方法のレクチャーを受けた方に限ります。

避難所の利用に料金はかかりませんが、避難時にお使いいただける備品には限りがありますので、お持ちいただくものもあります。



【神明園避難所の利用登録方法、その他問い合わせ】

お住いの地区の会長様へお申し出いただければ、後日神明園からご連絡させていただきます。

神明園へのお問い合わせ ☎579-2711 担当：中村直人